

## 桐生大学・桐生大学短期大学部 メディア情報センター規程

### (設置)

第1条 桐生大学・桐生大学短期大学部（以下、「本学」という。）に、桐生大学・桐生大学短期大学部メディア情報センター（以下「センター」という。）を置く。

### (趣旨)

第2条 本規程は、センターの組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第3条 センターは、本学の教育研究基盤としての情報システム（ソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク、及びその他のメディアを含む）の整備・運用・支援及び教育研究を行い、本学の教育、研究及び大学運営に資するとともに、情報システムの円滑な利用の推進と発展に寄与することを目的とする。

### (業務)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 情報システム全体の基本計画に関すること
- (2) 情報システムの整備、維持管理並びに運用支援に関すること
- (3) 情報技術に係る教育及び研究に関すること
- (4) 情報セキュリティの施策及び実施に関すること
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な業務に関すること

2 前項の業務は、学内の関連部署と適切に連携の上、実施するものとする。

### (組織)

第5条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター員
- (3) その他必要な教職員

### (センター長)

第6条 センター長は、学長が指名し、理事長が任命する。

2 センター長の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、任期途中で交代した場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 センター長は、センター活動を統括する。

### (会議)

第7条 センター会議は、センター長が招集し、議長となる。

2 センター会議は、センター員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出をもって出席とみなす。

3 議事は、出席者の過半数をもって可決とし、可否同数のときは議長が決する。

4 必要に応じ、関連委員会委員長及びセンター長を招聘することができる。

5 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

(事務)

第8条 センターの事務は、センターの事務担当職員が行う。

(雑則)

第9条 本規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、大学運営評議会の意見を聴取し、学長が行う。

附則

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する。